

JAB GR200:2014 第7版(D2)へのパブリックコメント及び処置

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
1	一般社団法人 日本能率協会	3.2 及び付 表 1-2	3	G	ISO14064-2 の分野が妥当性確認、検証共に 15 分野に変更されており、現在のエネルギー由来の分野が、「1.GHG の削減プロジェクト(エネルギー産業)」のみにしか移行できない記載となっている。変更案(D2)にてエネルギー産業の定義の説明もなく、なぜ、認定分野が 1 のみに絞られることになるのか納得ができない。また、エネルギー由来の分野を持つことが、J-クレジット(排出源)のエネルギー関係の方法論の検証機関となる条件となっており、「エネルギー産業」の定義が不明な中、今後の J-クレジット(排出源)の検証機関要件にも影響がある。排出源に関わる認定分野の移行に関しては再考をお願いする。	現在のエネルギー由来の分野は、少なくとも変更案(D2)の 1~3 に相当すると考える。また、検証審査員の力量、及び、検証実績を考慮して、5~12 に関しても認定をすべきである。	ご意見ありがとうございます。 現行の認定範囲から新認定範囲への読み替え及び新認定範囲に対する認定の授与については別途、通知します。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
2	一般社団法人 日本能率協会	7.4.3 14.3.4 付表 3		G	ISO14064-2 の分野数が、変更案(D2)にて大きく増えている。(15 分野) 現状のマーケットを考えると、分野ごとの立ち合いは、案件確保、コストの面で対応が厳しく、本制度のもと検証機関が継続することが困難になることが想定される。 15 ある分野に関してはグルーピングを実施し、そのグループの中で立ち合いを求める仕組みにすべきである。	分野 1~3 で 1 グループ、分野 4~9 で 1 グループとすべきである。(その他は分野ごとで可) グループ、あるいは、分野ごとの件数を立ち合いのための件数とする。	× : ご意見ありがとうございます。立会いにおけるグルーピングに関しては今後の検討とさせていただきます。分野毎に力量の確認が必要であり、全分野の力量確認が確実にできるグルーピングの設定には議論が必要です。
3	一般社団法人 日本能率協会	12.14.1	全体	Q	今回の改定において、「認定の更新に関する決定を行うに当たっては、当該認定周期内に必要とされる実地審査立会(分離をした場合を含む)及び更新審査における実地審査立会はすべて完了していなければならない。」の記載が削除されております。これは、実地審査立会が認定の有効期限以降でなければ実施できない場合でも、当初から計画されているのであ		本協会の編集ミスです。この部分は現行版にはありません。また改訂版でも追加されません。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					れば、その審査終了後に、認定の更新に関する決定をすること、削除されたと理解するが良いか？		
4	一般社団法人 日本能率協会	15.2.1	全体	Q	c)項の追加により、 更新審査及びサーベイランス審査時にプログラムごとに審査が1件以上できなければ、即一時停止となるのか？これまでのように分離審査は認められないのか？ 認定周期内に実地審査立会ができない分野は、一時停止になるという理解で良いか？		分離での審査は実施しますが、認定周期内で規定の数の立会いができなかった場合は、一時停止になります。
5	(株)トーマツ 審査評価機構	付 表 1-2		T,Q	ISO14064-1 認定分野のサブカテゴリ-a,b,cについては認定分野によって大きな変動はないため、12分野を1つの分野としてもいいのではないかと思われます。どのような考え方で a,b,c を12分野に分割しているのでしょうか？	左記の通り。	× : ISO 14064-1 の 12 分野は、IAF による認定範囲分類の参考例と整合させています。認定分野ごとに必要な力量が異なり、1つの分野にするのは困難と考えられます。
6	一般社団法人 日本能率協会	付 表 1-2	ISO1 4064- 2	Q	今回の改定の背景・理由として、「二国間クレジット制度のプロジェクトスコープと		当該認定分野のサブカテゴリについては、特定のエネルギー源に因らない区分であり、1-a ~ 1-e までのサブカテゴリで明確に分類できて

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					の整合を図った」との記載がホームページにあるが、認定分野【1. GHG の削減プロジェクト(エネルギー産業)】のサブカテゴリーが意味することはどのようなことか？ 二国間クレジット制度では、「1. Energy industries (renewable - / non-renewable sources) 」となっている。		いるため、再生可能/非再生エネルギー源を明示する必要はないと考えます。
7	一般社団法人 日本能率協会	付 表 1-2	ISO1 4064- 2	Q	各認定分野において、これまで国内で実施された国内クレジット制度・J-VER 制度・J-クレジット制度で登録されているプロジェクトに当てはめた場合、どのようなものになるのか参考として例示していただきたい。		本文書は本協会が実施する ISO 14064-1 及び 2 に基づく妥当性確認/検証に対する認定の手順を規定しています。従って、本手順内に、国内各種制度について、読み替えなどを規定するのは適切ではありません。
8	(株)トーマ ツ審査評価機 構	付 表 1-2		G	表中、64-2 の妥当性確認、検証について認定分野が 4→15 に増えておりますが、VV 機関としてはコスト(認定コスト)の大幅アップに繋がるものであり、マーケットの小さい現状に鑑み、現実的ではなく、到底容認できるも	認定分野は当面は現行のままとしていただきたい。	× : 今回の改定は、国内制度のみならず海外制度との整合に対応することを目的にしています。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					のではありません。		
9	(株)トーマツ 審査評価機構	付表 1-2		T	ISO14064-2 の認定分野 4 . GHG の削減プロジェクトは CDM の認定分野と統一しているように見えるが、既に CDM 認定分野は変更されているため、既にこのような分類はありません。他の認定分野にも CDM と違う箇所が見られるため、CDM を参考にしているなら、揃えていただかないと混乱が生じる可能性があります。	CDM と認定分野を揃えていただきたいと思います。揃えることにより、J-クレジット制度等で CDM の認定分野を機関の暫定的認定分野に適用する場合にも混乱が少なくなります。	× : 今回の改定は、IAF による認定範囲分類の参考例との整合を目的としています(IAF MD14 附属書 A 参照)。 ISO14064-2 に基づく二国間クレジット制度や VCS 制度では、IAF メンバー認定機関による認定を取り入れる動きがあり、本協会による認定をそれらの制度で活用しやすくすることを意図しています。
10	邊見達志	GR200 付表 1-2	認定 分野 2	T	JCM での「Energy distribution」に対応するものと思いますが、日本語で「供給」というと作る方も含まれそうなイメージがあるのではないかと思います。	「配送」などのほうが、誤解が少ないのではないのでしょうか。	: エネルギー供給という訳語が定着しているため、このままとしますが、誤解のないように注記を追加します。
11	邊見達志	GR200 付表 1-2	認定 分野 13	E	認定分野 13 が「(家畜)」となっています。	JCM の 13 は「Waste handling and disposal」なので「(廃棄物処理・処分)」などの誤りではないのでしょうか。	: 提案の通り、修正いたします。 13. GHG の削減プロジェクト(家畜) 13. GHG の削減プロジェクト(廃棄物処理・処分)
12	邊見達志	GR200 付表 1-2	認定 分野 14	T	「GHG の吸収プロジェクト(森林)」となっています。	国によっては(インドネシア、ラオス)REDD+が入っているので、現行案の吸収 PJ の記載に加えて、REDD+も追記していただいた方がよいと思います。	: 注記で、GHG の吸収プロジェクト(森林)に REDD+が含まれることを示します。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
13	(株)トーマツ審査評価機構	付表2		T	更新審査、サーベイランスを受審してみて、これらについては、事務所審査に要する時間をさらに短くできると感じられました。機関の限られた収入に対応すべく、認定審査の標準工数を少なくするよう努力いただきたいと存じます。	左記の通り。	ご意見ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。
14	一般社団法人日本能率協会	付表3 4. サーベイランス審査及び更新審査における立会い数	ISO14064-2	G	「2 更新審査及びサーベイランス審査ごとに1件以上」だけでは、何が1件以上必要なのか明確ではない。	「2 更新審査及びサーベイランス審査において、認定を取得しているすべての分野から最低1件以上」とすべきではないか。	× : 更新審査及びサーベイランス審査ごとに、いずれかの分野で1件以上の立会いを行うという意味です。1~3までの条件をすべて満たすことが求められており、認定サイクルの中で分野を網羅するようになっています。
15	(株)トーマツ審査評価機構	付表3		G	認定のための制度はISO14064-1でASSET制度のみ、ISO14064-2でJ-クレジット制度のみであり、全ての分野について3年以内に案件が受注できる可能性は極めて低いと思われます。 「認定周期内の3回のサー	左記の通り。	認定周期内で各分野に対し立会いができなかった場合、15.2.1 c)及び15.2.2 c)で取り扱いを規定しています。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	GHG 技術委員会処置 (凡例 : 採用、 : 修正等、× : 不採用)
					ベイルランス審査及び更新審査で、認定を取得しているすべての分野に対して各1件以上」が不可能な場合の措置について、規程があるべきと思われる。		
16	(株)トーマツ審査評価機構	附属書 A		Q	当該附属書の規程は、CDMのDOEとしての業務を行う場合、65の認定は必要になるのでしょうか？		附属書 A は妥当性確認/検証機関が国外で活動を行う場合の認定について述べており、CDM/DOEには何ら関係がありません。
17	(株)トーマツ審査評価機構	提案		G	「国内クレジット制度」がISO14064-1の対象制度となったことが機関に対して全く連絡がなかった。 対象制度については、都度、JAB から認定機関に周知連絡する旨の規定等が GR200の中に必要と思われる。	左記の通り。	本協会の認定は、ISO 14064-1 及び 2 に基づく妥当性確認/検証に対するものです。ISO 14064-1 及び 2 に対し何らかの「対象制度」を設定するものではありません。立会いの対象として、ISO 14064-1 及び 2 に基づく妥当性確認/検証を、妥当性確認/検証機関から通知いただいているのみです。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。